

四国大学スポーツ・イーグレッツサポーターズクラブ規約

(設立及び目的)

第1条 四国大学が強化指定するスポーツ部（陸上競技部、弓道部、女子サッカー部、女子バレーボール部、女子ラグビー部、ソフトテニス部）を徳島県の鳥しらさぎに因み「イーグレッツ」と総称し、その活動を積極的に応援するとともに全国にイーグレッツの魅力を発信することを目的として、四国大学スポーツ・イーグレッツサポーターズクラブ（以下「本クラブ」という。）を設立します。

(事務局)

第2条 本クラブの事務局を、徳島県徳島市応神町古川字戎子野 123-1 四国大学広報課に置き、本クラブの庶務を所掌するとともに、定期的にメールマガジン等で情報を発信し会員との交流に努めます。

(活動)

第3条 本クラブは、第1条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行うものとし、活動に要する経費については、会費、寄附金及びその他本クラブの収入をもって充てることとします。

(1) 試合の応援及び後援

(2) イーグレッツの魅力・活動の情報発信

ア 電子媒体（ホームページ、SNS等）を活用した情報発信

イ 写真や文章による各種メディアへの発表

ウ 会員の職場や地域への情報提供

(3) その他本クラブの目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 本クラブの趣旨に賛同し、事務局が指定する手続きを経て年会費を納入した個人及び団体とします。

2 本クラブは、会員に対し会員証を発行します。

3 会員証の有効期間は毎年4月1日から1年間とし、年度途中で入会するときも年会費の額を納入するものとします。

(会費)

第5条 本クラブの会費は次のとおりとします。

(1) 個人会員 年会費 1口 4,000円

(2) 団体会員 年会費 1口 30,000円

2 納入された会費はいかなる理由があっても返還しません。

3 会員の意図しない納入分については、前号の限りではなく、返還又は翌年度年会費への充当ができるものとします。ただし、返還をする場合は、手数料等を差し引いた額を返還するものとします。

(会員の特典)

第6条 会員は、本クラブ公式サイトに記載された特典を受けることができます。

(役員)

第7条 本クラブの活動をリードするため、次の役員を置くこととします。

- (1) 代表 2名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 監事 2名

2 役員は、会員の中から事務局が選任し委嘱します。なお、本学学生を役員に選任することも可とし、その者に対しては、第4条、第5条及び第6条を適用しないものとします。

3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げません。ただし、本学学生が役員となる場合は任期を1年とし、本学学生の身分を有するうちは、再任をしないものとします。

(事業及び会計年度)

第8条 本クラブの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとします。

(免責)

第9条 本クラブおよび事務局は、金融機関、郵便局による振替手続きの不備や本規約に従わず生じた事故、天災などによる事故についていかなる責任も負いません。

(個人情報の取り扱い)

第10条 事務局に登録された個人情報は、会員情報管理及び本クラブの目的のための通信のみに使用します。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項については、別に事務局が定めます。

附則

この規約は、令和3年12月24日から施行します。

この改定規約は、令和6年3月26日から施行します。

この改定規約は、令和7年1月15日から施行します。